

鳥取県告示第 63 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 1 月 23 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

日野郡日野町久住字鎌倉山1070の11、中菅字中山579の83、579の84、字堀尾日向平1206、字堀尾ヲンシ1246、福長字久谷山463、字六郎谷上581の1、581の3、字栗谷756、字桑ヶ谷766から769まで、字小谷本谷770、771、字後山山神谷944の1から944の3まで、945から950まで、字後山本谷951、字箱柳ヶ谷952の1から952の6まで、字後山滑谷953、字後山井ノ原越954、955、字後山原ヶ谷959、960、字後山境ヶ谷961の1、961の3から961の23まで、字井原山東平ラ1088の1、1088の2、字論田1169の1、1169の2、字柴ノ木山1357の1、1357の3、1357の4、1357の7、字堰ノ上へ1073

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、日野町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。）